

## 高齢社会に関する意識調査

札幌市

ご記入にあたってのお願い

1. このアンケートは、**令和7年12月11日**現在の状況でお答えください。
2. ご使用いただく筆記用具は、どのようなものでも構いません。特段の指定がない限り、封筒のあて名の方についてお答えください。なお、各設問の「あなた」とは、**封筒のあて名の方**を指しています。
3. 封筒のあて名の方 yourself がご記入できない場合は、ご本人の意思をご確認のうえ、ご家族等が代わりに記入するなど、可能な範囲でご協力ください。
4. 質問によっては、ご回答いただく方が限られているものもありますので、**矢印(⇒)や、ことわり書きに従ってご回答ください。**
5. 回答方法には、**1つのみに○をつける、当てはまるものすべてに○をつける、回答を直接記入する**の3種類があります。それぞれの設問に明示されている方法に応じてご回答ください。
6. 答えにくい質問や答えたくない質問については、ご回答いただく必要はありません。可能な範囲でご協力ください。
7. ご記入がお済みになりましたら調査票は、同封の返信用封筒に封入・封緘のうえ、**令和7年12月22日(月)まで**にご投函ください。(切手は不要です。また、返信用封筒に差出人氏名をご記入いただく必要ありません。)

【調査に関するお問い合わせについて】

札幌市 保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課  
TEL 011-211-2547

1 基本的事項について

問1-1 調査票を記入しているのはどなたですか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- |            |        |        |
|------------|--------|--------|
| 1. あて名のご本人 | 2. ご家族 | 3. その他 |
|------------|--------|--------|

問1-2 あなたのお住まいの区を教えてください。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- |        |        |        |         |
|--------|--------|--------|---------|
| 1. 中央区 | 4. 白石区 | 7. 清田区 | 9. 西区   |
| 2. 北区  | 5. 厚別区 | 8. 南区  | 10. 手稲区 |
| 3. 東区  | 6. 豊平区 |        |         |

問1-3 あなたの性別を教えてください。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- |       |       |        |          |
|-------|-------|--------|----------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他 | 4. 回答しない |
|-------|-------|--------|----------|

問1-4 あなたの年齢を教えてください。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1. 満40～44歳 | 3. 満50～54歳 | 5. 満60～64歳 |
| 2. 満45～49歳 | 4. 満55～59歳 |            |

問1-5 あなたは現在、どこで生活をしていますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- |  |                |
|--|----------------|
| 1. 自分または家族の持ち家（一戸建）<br>2. 自分または家族の持ち家（マンション）<br>3. 民間の借家（一戸建）<br>4. 民間の借家（マンション、アパート）<br>5. サービス付き高齢者向け住宅※1 などの高齢者向け住宅<br>6. 道営・市営住宅、公団住宅<br>7. グループホーム<br>8. 軽費老人ホーム※2、有料老人ホーム、養護老人ホーム<br>9. その他（具体的に）<br>10. 特別養護老人ホームなどの施設※3 に入所中 } 問5-1 (14ページ)へ | } 問2-1 (3ページ)へ |
|--|----------------|

※1 「サービス付き高齢者向け住宅」とは、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅をいいます。

※2 60歳以上で、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な方が入所する施設で、A型、B型、ケアハウスの3種類があります。

※3 「施設」には、老人保健施設や病院を含みます。

2 生活状況等について

問2-1 あなたの世帯の家族構成を教えてください。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- |                      |
|----------------------|
| 1. ひとり暮らし            |
| 2. 夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上） |
| 3. 夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下） |
| 4. 息子や娘との2世帯         |
| 5. その他（具体的に）         |

問2-2 あなたは、今後も現在お住まいの地域に住み続けたいと思いますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 1. 住み続けたい       | 3. どちらともいえない |
| 2. 住み続けたいとは思わない | 4. わからない     |

問2-3 あなたは、札幌市には、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための生活環境が整っているといますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1. そう思う      | 4. あまりそう思わない |
| 2. まあそう思う    | 5. そう思わない    |
| 3. どちらともいえない | 6. わからない     |

問2-4 あなたは、仮にひとり暮らしになったり、身体が弱くなったり、日常生活を送るうえで判断力が不十分になった場合に、どこで生活したいですか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- |   |
|---|
| 1. 現在の場所で生活を続けたい（増改築して住み続ける場合を含む）                     |
| 2. 住み替えにより在宅での生活を続けたい<br>（サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどを含む） |
| 3. 特別養護老人ホームやグループホームで暮らしたい                            |
| 4. わからない  |

問2-7 現在困っていることや心配なこと、将来に向けて不安に思うことはありますか。当ではまるすべての枠の中に○を記入してください。

(該当するものがない場合は「27. 特にない」のみに○を記入)		
	現在 困っていること	将来 不安なこと
1. 健康面		
2. 生活費		
3. 仕事		
4. 住まい		
5. 食事の準備 (栄養)		
6. 掃除・洗濯		
7. 生きがいや楽しみがない		
8. 自分の介護		
9. 家族の介護		
10. 自分や家族の認知症への対応		
11. 財産管理		
12. 交通事故		
13. 火の始末		
14. 詐欺などの犯罪被害		
15. 通院		
16. 日々の買い物		
17. 緊急時の連絡手段		
18. 家族関係		
19. 相談相手がない		
20. 除雪		
21. 冬期間の外出・交通手段		
22. ごみ捨て		
23. 災害時の避難		
24. 孤立死		
25. 自分が亡くなった後のこと		
26. その他 (具体的に )		
27. 特にない		

問2-5 介護が必要になっても、在宅で暮らし続けるためには何が必要だと思いますか。当ではまるすべての○をつけてください。

1. 住み続けられる住まいがある
2. 家族が同居、または近くにいる
3. 身近に利用できる医療機関がある
4. 通ったり宿泊したりできる介護サービスがある
5. 夜間に訪問してくれる介護サービスがある
6. 見守ってくれる友人・知人が近くにいる
7. 利用しやすい交通機関がある
8. 身近に買い物できる場所がある
9. 緊急時の連絡手段がある
10. 紙おむつの支給が受けられる
11. その他 (具体的に )
12. 特にない

問2-6 あなたは最期をどこで迎えたいと思いますか。当ではまるもの1つに○をつけてください。

1. 自宅
2. 特別養護老人ホーム
3. グループホーム
4. 病院・診療所
5. サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなど的高齢者向け住宅
6. その他 (具体的に )
7. 考えたことはない
8. わからない

問2-8 あなたは、困っていることや不安に思うことを、どこに相談していますか。あるいは、どこに相談しようと思いませんか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 市の窓口（区役所・保健センター・まちづくりセンターなど）
2. 地域包括支援センター
3. 介護予防センター
4. 健康づくりセンター
5. 病院などの医療機関
6. ケアマネジャー
7. ホームヘルパー
8. 入居中の住宅の相談員など
9. 民生委員
10. 福祉のまち推進センター
11. 町内会
12. 家族
13. 親戚
14. 知人
15. 人権擁護委員
16. 老人福祉センター
17. その他（具体的に )
18. わからない
19. 特になし

問2-9 少し高齢化に伴い、「介護のおしごと」の需要が高まっていますが、あなたは携わってみたいと思いますか（介護福祉士などの介護職や、特別な資格のいない介護助手※としての就労のほか、ボランティアとしてのお手伝いも含みます）。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 就労としてぜひ携わってみたい
2. 就労として携わることに興味がある
3. ボランティアとしてぜひ携わってみたい
4. ボランティアとして携わることに興味がある
5. あまり携わってみたいとは思わない
6. 携わってみたいとは思わない

※ 「介護助手」とは、原則として身体介護（食事介助、排せつ介助、入浴介助など）を行わず、食事の配膳や掃除、ベッドメイキングなどを行う職員をいいます。

問2-10 【問2-9で「1. 就労としてぜひ携わってみたい」、「2. 就労として携わることに興味がある」のいずれかを回答した方にお聞きします】  
どのような勤務形態（頻度）で働きたいですか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. フルタイム
2. パートタイム（週4日以上）
3. パートタイム（週2～3日）
4. パートタイム（週1日）

問2-11 大雨洪水警報が発令された時など避難が必要な場合に、現在頼れる人及び将来的に頼りたい人は誰ですか。当てはまるすべての枠の中に○を記入してください。

(該当する人がいない場合は「8. そのような人はいない」のみに○を記入)		
	現在 頼れる人	将来的に 頼りたい人
1. 配偶者		
2. 同居の子ども		
3. 別居の子ども		
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫		
5. 近隣の人		
6. 友人		
7. その他 (具体的に )		
8. そのような人はいない		

問2-12 あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 決してない	3. たまにある	5. しばしばある・常にある
2. ほとんどない	4. 時々ある	

3 心身の状況について

問3-1 現在のあなたの健康状態はいかがですか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. とてもよい	2. まあよい	3. あまりよくない	4. よくない
----------	---------	------------	---------

問3-2 現在治療中、または後遺症のある病気がありますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. ない	11. 外傷 (転倒・骨折等)
2. 高血圧	12. がん (悪性新生物)
3. 脳卒中 (脳出血・脳梗塞等)	13. 血液・免疫の病気
4. 心臓病	14. うつ病
5. 糖尿病	15. 認知症 (アルツハイマー病等)
6. 高脂血症 (脂質異常)	16. パーキンソン病
7. 呼吸器の病気 (肺炎や気管支炎等)	17. 目の病気
8. 胃腸・肝臓・胆のうの病気	18. 耳の病気
9. 腎臓・前立腺の病気	19. その他
10. 筋骨格の病気 (骨粗しょう症・関節症等)	(具体的に )

問3-3 最近、ご自身の健康状態について気になっていることはありますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 膝や腰に痛みがある	8. ここ半年間で体重が2～3kg以上減った
2. 足腰の筋力が落ちてきた	9. 固いものが食べにくくなってきた
3. 眠れない、眠りが浅い	10. お茶や汁物でむせる
4. 疲れやすい	11. 口が渇く
5. 目が見えづらくなってきた	12. その他
6. 耳が遠くなってきた	(具体的に )
7. 物忘れが増えた	13. 特にない

問3-4 あなたは普段の生活でどなたかの介護※・介助が必要ですか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 介護・介助は必要ない
2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
3. 現在、何らかの介護・介助を受けている

※ ここでの「介護」とは、介護保険のサービスを受けている場合のほか、介護保険の要介護（支援）認定を受けていない場合でも、常時ご家族などの援助を受けている状態を含みます。

問3-5 介護保険の要介護（支援）認定等※は受けていますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 要介護（支援）認定等は受けていない（新規申請中を含む）
2. 「事業対象者」に該当している
3. 「要支援1」の認定を受けている
4. 「要支援2」の認定を受けている
5. 「要介護1」の認定を受けている
6. 「要介護2」の認定を受けている
7. 「要介護3」の認定を受けている
8. 「要介護4」の認定を受けている
9. 「要介護5」の認定を受けている

※ 要介護（支援）認定等の結果は、被保険者の普様に交付している、「介護保険被保険者証」の2ページ目の「要介護状態区分等」欄に記載されています。

4 介護予防活動について

問4-1 あなたはフレイルを知っていますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 言葉も意味も知っている
2. 聞いたことはあるが意味は知らない
3. 聞いたことがない

問4-2 「介護予防」とは、要介護状態にならないように取り組むこと、または、要介護状態であってもその悪化を防ぐよう取り組むことをいいます。あなたは、普段から介護予防のためにご自身の健康維持・増進を意識していますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 強く意識している
2. 意識している
3. あまり意識していない
4. ほとんど意識していない

問4-4 (12ページ)へ

問4-3 【問4-2で「1. 強く意識している」、 「2. 意識している」のいずれかを回答した方向にお聞きします】

あなたが、健康維持・介護予防のためにやっていることはありますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 休養や睡眠を十分にとっている
2. 毎日の食事に気を付けている
3. 市販の健康食品や栄養剤、ビタミン剤をとっている
4. 酒を控えている
5. タバコをやめている
6. 歯や口の中を清潔に保つよう心がけている
7. 閉じこもりがちにならないように外出している
8. 運動不足にならないよう身体を動かしている
9. 身の回りのことは自分でしている
10. 気持ちを明るく保つよう心がけている
11. 健康診断などを定期的に受けている
12. 健康・介護予防のための研修会や講習会に参加している
13. 健康・介護の悩みや心配を相談している
14. 閉じこもり予防のための仲間づくり
15. 新聞・雑誌・テレビなどから健康に関する情報を集めている
16. その他  
具体的に
17. 意識しているが何をすれば良いかわからない

問4-4 あなたが、認知症予防のために取り組んでいることはありますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 運動を心がける
- 2. 口腔の手入れ
- 3. 栄養のバランスに気をつける
- 4. 人との交流
- 5. 趣味を持つ
- 6. その他 (具体的に)
- 7. 特になし

問4-5 札幌市では、高齢者が介護を必要とせずに元気で健康に暮らし続けるための取組が十分になされていると思いますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- 1. そう思う
- 2. まあそう思う
- 3. どちらともいえない
- 4. あまりそう思わない
- 5. そう思わない
- 6. わからない

問4-6 【問4-5で「4. あまりそう思わない」、「5. そう思わない」のいずれかを回答した方にお聞きします】  
取組が十分になされていないと思う理由は何ですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. 地域の支え合いの仕組みづくりが不十分だから
- 2. 社会参加の機会があまりないから
- 3. 生涯学習やスポーツの機会が少ないから
- 4. 困ったときの相談窓口が整備されていないから
- 5. その他 (具体的に)
- 6. 特に理由はない

問4-7 あなたは、地域包括支援センターを知っていますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- 1. 前も事業内容も知っている
- 2. 前前は知っていたが事業内容は知らない
- 3. 前も事業内容も知らない

問4-8 札幌市では、高齢者とその家族への総合的な支援などを行う地域包括支援センターを27か所設置しています。あなたが住まいの地区を担当する地域包括支援センターはどこですか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

お住まいの区・地区		担当地域包括支援センター
中央	本府・中央 西創成 大通・西 桑園 東北・東 苗穂 豊水	1. 中央区 第1地域包括支援センター
	南円山 円山 宮の森	2. 中央区 第2地域包括支援センター
	曙 幌西 山鼻	3. 中央区 第3地域包括支援センター
北	鉄西 幌北 北 新琴似	4. 北区 第1地域包括支援センター
	麻生 太平百合が原 篠路茨戸	5. 北区 第2地域包括支援センター
	拓北・あいの里	6. 北区 第2地域包括支援センター 拓北・あいの里支所
東	新川 新琴似西 屯田	7. 北区 第3地域包括支援センター
	鉄東 苗穂東 北光 北栄	8. 東区 第1地域包括支援センター
	元町 伏古本町 札苗	9. 東区 第2地域包括支援センター
白石	栄西 栄東 丘珠	10. 東区 第3地域包括支援センター
	白石 北東白石	11. 白石区 第1地域包括支援センター
	東札幌 菊水 北白石 菊の里	12. 白石区 第2地域包括支援センター
厚別	東白石 白石東	13. 白石区 第3地域包括支援センター
	厚別西 厚別東 もみじ台	14. 厚別区 第1地域包括支援センター
	厚別中央 青葉 厚別南	15. 厚別区 第2地域包括支援センター
豊平	豊平 美園 平岸 中の島	16. 豊平区 第1地域包括支援センター
	西岡 福住 東月寒	17. 豊平区 第2地域包括支援センター
	月寒 南平岸	18. 豊平区 第3地域包括支援センター
清田	北野 平岡	19. 清田区 第1地域包括支援センター
	清田 里塚・美しが丘 清田中央	20. 清田区 第2地域包括支援センター
	石山 芸術の森 澄川	21. 南区 第1地域包括支援センター
南	篠舞 藤野 定山溪 藻岩 (藻岩・南沢)	22. 南区 第2地域包括支援センター
	真駒内 藻岩下	23. 南区 第3地域包括支援センター
	八軒 八軒中央 琴似二十四軒 山の手	24. 西区 第1地域包括支援センター
手稲	西町 西野	25. 西区 第2地域包括支援センター
	発寒北 発寒	26. 西区 第3地域包括支援センター
	前田 新発寒 富丘西宮の沢	27. 手稲区 第1地域包括支援センター
	手稲 手稲鉄北 稲穂金山 星置	28. 手稲区 第2地域包括支援センター

※ 詳細は、別紙「地域包括支援センター担当地区一覧」をご覧ください。

5 認知症に関すること

問5-1からは、またすべての方にお伺いします。  
 (問1-5で「10.施設に入所中」と回答された方は、ここから再開してください。)

問5-1 認知症とは、加齢による物忘れとは違い、脳の神経細胞の働きが低下する病気で、誰もがり得る可能性があります。症状は「記憶障害」の他、周囲の対応や環境に影響されて起る「感情障害」などがあります。早期に適切な診断や治療を受けることで、症状の改善や進行を遅らせたたり、今後の生活に備えることが可能です。あなたはこのことをどの程度ご存じでしたか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- |              |              |          |
|--------------|--------------|----------|
| 1. よく知っている   | 3. どちらともいえない | 5. 知らない  |
| 2. ある程度知っている | 4. あまり知らない   | 6. わからない |

問5-2 あなたは今までに認知症の人と接したことがありますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

問5-3 問5-2で「1. はい」と回答した方にお聞きします

経験したことがあるのは、どのようなことですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- |                              |
|------------------------------|
| 1. 家族の中に認知症の人がいる             |
| 2. 家族の中に認知症の人がいた             |
| 3. 親戚の中に認知症の人がいる             |
| 4. 親戚の中に認知症の人がいた             |
| 5. 友人や友人の家族に認知症の人がいる         |
| 6. 友人や友人の家族に認知症の人がいた         |
| 7. 近所付き合いの中で認知症の人と接したことがある   |
| 8. 仕事を通じて認知症の人と接したことがある      |
| 9. 街なかなどで、たまたま認知症の人と接したことがある |
| 10. 自身に認知症の症状がある             |
| 11. その他 (具体的に )              |

問5-4 あなたは認知症の人が偏見を持ってみられる傾向にあると思いますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1. そう思う         | 4. どちらかといえばそう思わない |
| 2. どちらかといえばそう思う | 5. そう思わない         |
| 3. どちらともいえない    | 6. わからない          |

問5-5 「認知症になってからも希望をもって自分らしく暮らすことができる」とあなたは思いますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- |                         |
|-------------------------|
| 1. そう思う                 |
| 2. どちらかといえばそう思う         |
| 3. どちらともいえない            |
| 4. どちらかといえばそう思わない (理由 ) |
| 5. そう思わない (理由 )         |

問5-6 あなたは認知症に関する相談窓口を知っていますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- |       |        |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

問5-7 仮にあなたやご家族の方に認知症の心配がある場合に、どこに相談しますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1. 市の窓口 (区役所・保健センター・まちづくりセンターなど) |
| 2. 地域包括支援センター                    |
| 3. 介護予防センター                      |
| 4. かかりつけ医                        |
| 5. ケアマネジャー                       |
| 6. 入居中の住宅の相談員など                  |
| 7. 民生委員                          |
| 8. 町内会                           |
| 9. 家族                            |
| 10. 親戚                           |
| 11. 知人                           |
| 12. 電話相談 (認知症コールセンターなど)          |
| 13. 認知症疾患医療センター                  |
| 14. 認知症カフェ                       |
| 15. 認知症の人と家族の会                   |
| 16. その他 (具体的に )                  |
| 17. わからない                        |
| 18. 誰にも相談しない                     |

6 その他

問6-1 介護保険料<sup>※</sup>は、介護サービスに要する費用などの見込みに基づき、3年ごとに見直されています。介護保険制度における介護サービスと保険料の関係について、あなたはどのように考えますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 介護サービスの種類や利用上限を増やすなどの充実が図られることに伴い、介護保険料が現状より高くなることはやむを得ない
2. 介護サービスの種類や利用上限などは現状程度に維持され、介護保険料も現状程度が維持されることが望ましい
3. 介護保険料を現状よりも低く抑えるため、介護サービスの種類や利用上限を減じるなどの見直しが行われることはやむを得ない
4. その他（具体的に）
5. わからない

※ 介護保険料のうち、65歳以上の被保険者にかかる「第1号保険料」は、介護保険事業計画期間の3年間で見込まれるサービス費用のうち、第1号保険料全体で負担すべき金額をまかなうことができるように設定し、市の条例や介護保険事業計画の中で定められます。一方、40歳以上64歳以下の被保険者にかかる「第2号保険料」は、それぞれが加入している医療保険の医療保険者が独自の算定方法により設定しています。

問6-2 札幌市では、高齢者の人権が尊重され、権利が守られていると思いますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. そう思う
2. まあそう思う
3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない
5. そう思わない
6. わからない

問6-3 生活支援コーディネーターは、高齢者を中心とした生活支援のニーズ（買い物や病院の付き添いなど）を把握し、そのニーズに対応するため関係機関や団体等と連携して、高齢者を地域で支え合う体制づくりを行っています。あなたは、生活支援コーディネーターを知っていますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 名前も事業内容も知っている
2. 名前は知っているが事業内容は知らない
3. 名前も事業内容も知らない

問6-4 高齢者あんしんコール事業は、心身に不安のあるひとり暮らし高齢者などに専用の通報機器を貸与し、健康などの相談に24時間対応するほか、受信センターから定期的な電話掛けを行います。また、急病などの緊急時は、受信センターが救急車を要請するなど状況に応じた支援を行い、高齢者の安心した在宅生活をサポートする事業です。あなたはこの事業を知っていますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 名前も事業内容も知っている
2. 名前は知っているが事業内容は知らない
3. 名前も事業内容も知らない

問6-5 高齢者等おむつサービス事業は、介護保険料により実施しており、要介護3～5で一定の要件を満たした方に、月6,500円以内（対象者は利用額の1割を負担、生活保護受給者は負担なし）で月1回自宅におむつを配達する事業で、高齢化率の上昇に伴い利用者が年々増加しています。この事業の今後について、あなたはどのように考えますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 現状を維持するために介護保険料の負担増もやむを得ない
2. 所得による制限（所得が一定額以上の方は事業の対象外とする）を導入するべきである
3. 所得による制限（所得が一定額以上の方は事業の対象外とする）を導入し、利用負担なしとするべきである
4. 所得が一定額以上の方の利用負担額（通常1割）を上げ、その他の利用者は利用負担なしとするべきである
5. 利用負担額（通常1割）を上げるべきである
6. 利用上限額（6,500円）を下げるべきである
7. この事業を廃止してもよい
8. その他（具体的に）

問6-6 本アンケートの実施方法について、あなたはどちらの形式が回答しやすいですか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 紙のアンケート
2. インターネットのアンケート（※）
3. どちらでもよい

※ インターネットのアンケートは、スマートフォンやパソコンからホームページにアクセスして行う方法です。

7 自由記載

問7 札幌市のこれからの保健・福祉サービスや介護保険制度などの高齢者施策全般についてご要望やご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

調査票は同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに  
令和7年12月22日(月)までに投函してください。

別紙

**地域包括支援センター担当地区一覧**  
 (令和7年11月現在)

中央区	・・・	1ページ
北区	・・・	4ページ
東区	・・・	7ページ
白石区	・・・	10ページ
厚別区	・・・	12ページ
豊平区	・・・	13ページ
清田区	・・・	15ページ
南区	・・・	16ページ
西区	・・・	19ページ
手稲区	・・・	20ページ

地域包括支援センター担当地区一覧 (中央区第2)		地域包括支援センター担当地区一覧 (中央区第2)	
お住まいの地区	お住まいの住所	お住まいの地区	お住まいの住所
中央区第2 地域包括 支援センター	旭ヶ丘 大通 北1条 北2条 北3条 北4条 北5条 北6条 北7条 北8条 北9条 北10条 北11条 北12条 北14条	1丁目～6丁目	旭ヶ丘 1丁目～6丁目
		西20丁目～28丁目	大通 西20丁目～28丁目
		西20丁目～28丁目	北1条 西20丁目～28丁目
		西20丁目～28丁目	北2条 西20丁目～28丁目
		西22丁目～30丁目	北3条 西22丁目～30丁目
		西22丁目～30丁目	北4条 西22丁目～30丁目
		西22丁目～29丁目	北5条 西22丁目～29丁目
		西22丁目～28丁目	北6条 西22丁目～28丁目
		西21丁目 (1番7～19、2番1～4・20～22のみ)	北7条 西21丁目 (1番7～19、2番1～4・20～22のみ)
		西21丁目 (1番10、2番3～18のみ)	北8条 西21丁目 (1番10、2番3～18のみ)
		西22丁目～26丁目	北9条 西22丁目～26丁目
		西22丁目～24丁目	北10条 西22丁目～24丁目
		西21丁目～24丁目	北11条 西21丁目～24丁目
		西20丁目 (1番10及び2番2のみ)	北12条 西20丁目 (1番10及び2番2のみ)
西20丁目 (1番8のみ)	北14条 西20丁目 (1番8のみ)		
中央区第2 地域包括 支援センター	南円山 円山 宮の森	1丁目～4丁目	界川 1丁目～4丁目
		(番地)	盤溪 (番地)
		1丁目 (1番34のみ)	伏見 1丁目 (1番34のみ)
		1丁目～4丁目	双子山 1丁目～4丁目
		(番地)	円山 (番地)
		円山西町 1丁目～10丁目	円山西町 1丁目～10丁目
		西20丁目～28丁目	南1条 西20丁目～28丁目
		西20丁目～28丁目	南2条 西20丁目～28丁目
		西20丁目～28丁目	南3条 西20丁目～28丁目
		西20丁目～28丁目	南4条 西20丁目～28丁目
		西20丁目～28丁目	南5条 西20丁目～28丁目
		西20丁目～27丁目	南6条 西20丁目～27丁目
		西20丁目～26丁目	南7条 西20丁目～26丁目
		西20丁目～26丁目	南8条 西20丁目～26丁目
西20丁目～23丁目	南9条 西20丁目～23丁目		
西20丁目～23丁目	南10条 西20丁目～23丁目		
西21丁目 (1番及び2番のみ)	南11条 西21丁目 (1番及び2番のみ)		
西22丁目 (1番のみ)	南11条 西22丁目 (1番のみ)		
西23丁目 (2番を除く)	南11条 西23丁目 (2番を除く)		
西23丁目 (1番を除く)	南12条 西23丁目 (1番を除く)		
中央区第2 地域包括 支援センター	旭ヶ丘 宮の森 宮の森 宮の森 宮の森	1丁目～3丁目	旭ヶ丘 (番地) 1丁目～3丁目
		(番地)	宮の森 (番地)
		1丁目～18丁目	宮の森 1条 1丁目～18丁目
		1丁目～17丁目	宮の森 2条 1丁目～17丁目
		1丁目～13丁目	宮の森 3条 1丁目～13丁目
		1丁目～13丁目	宮の森 4条 1丁目～13丁目

2

地域包括支援センター担当地区一覧 (中央区第1)		地域包括支援センター担当地区一覧 (中央区第1)	
お住まいの地区	お住まいの住所	お住まいの地区	お住まいの住所
中央区第1 地域包括 支援センター	本府・中央 西創成 大通・西 桑園 東北・東 苗穂 豊水	西1丁目～19丁目、東1丁目～14丁目	大通 西1丁目～19丁目、東1丁目～14丁目
		西1丁目～19丁目、東1丁目～19丁目	北1条 西1丁目～19丁目、東1丁目～19丁目
		西1丁目～19丁目、東1丁目～20丁目	北2条 西1丁目～19丁目、東1丁目～20丁目
		西1丁目～21丁目、東1丁目～15丁目	北3条 西1丁目～21丁目、東1丁目～15丁目
		西1丁目～21丁目、東1丁目～8丁目	北4条 西1丁目～21丁目、東1丁目～8丁目
		西1丁目～21丁目、東1丁目～3丁目	北5条 西1丁目～21丁目、東1丁目～3丁目
		西10丁目～24丁目	北6条 西10丁目～24丁目
		西11丁目～20丁目	北7条 西11丁目～20丁目
		西21丁目 (1番1～6・20～29及び2番5～18のみ)	北7条 西21丁目 (1番1～6・20～29及び2番5～18のみ)
		西12丁目～20丁目	北8条 西12丁目～20丁目
		西21丁目 (1番1～9・11～28、2番1・2・19～26のみ)	北8条 西21丁目 (1番1～9・11～28、2番1・2・19～26のみ)
		西13丁目～21丁目	北9条 西13丁目～21丁目
		西14丁目～20丁目	北10条 西14丁目～20丁目
		西13丁目 (1番のみ)	北10条 西13丁目 (1番のみ)
		西15丁目～19丁目	北11条 西15丁目～19丁目
		西20丁目 (1番10及び2番2を除く)	北12条 西20丁目 (1番10及び2番2を除く)
		西15丁目～19丁目	北13条 西15丁目～19丁目
		西15丁目、18丁目～19丁目	北14条 西15丁目、18丁目～19丁目
		西20丁目 (1番8を除く)	北14条 西20丁目 (1番8を除く)
		西15丁目、19丁目	北15条 西15丁目、19丁目
		西15丁目～16丁目、20丁目～21丁目	北16条 西15丁目～16丁目、20丁目～21丁目
		西15丁目	北17条 西15丁目
		西15丁目	北18条 西15丁目
		西15丁目	北20条 西15丁目
西15丁目	北21条 西15丁目		
西15丁目	北22条 西15丁目		
中央区第1 地域包括 支援センター	中島公園 東北・東 苗穂 豊水	西1丁目～19丁目、東1丁目～8丁目	南1条 西1丁目～19丁目、東1丁目～8丁目
		西1丁目～19丁目、東1丁目～6丁目	南2条 西1丁目～19丁目、東1丁目～6丁目
		西1丁目～18丁目、東1丁目～6丁目	南3条 西1丁目～18丁目、東1丁目～6丁目
		西1丁目～18丁目、東1丁目～5丁目	南4条 西1丁目～18丁目、東1丁目～5丁目
		西1丁目～18丁目、東1丁目～3丁目	南5条 西1丁目～18丁目、東1丁目～3丁目
		西1丁目～7丁目	南6条 西1丁目～7丁目
		西8丁目 (290番地及び1032番地のみ)	南7条 西8丁目 (290番地及び1032番地のみ)
		西9丁目 (1034番地及び1035番地のみ)	南8条 西9丁目 (1034番地及び1035番地のみ)
		西11丁目 (1番のみ)	南8条 西11丁目 (1番のみ)
		西12丁目 (1番及び2番のみ)	南8条 西12丁目 (1番及び2番のみ)
		西13丁目 (1番のみ)	南8条 西13丁目 (1番のみ)
		西14丁目 (1番のみ)	南8条 西14丁目 (1番のみ)
		西15丁目 (1番のみ)	南8条 西15丁目 (1番のみ)
		西16丁目 (1番のみ)	南8条 西16丁目 (1番のみ)
		西17丁目 (1番のみ)	南8条 西17丁目 (1番のみ)
		西18丁目 (1番のみ)	南8条 西18丁目 (1番のみ)
		西1丁目～7丁目	南9条 西1丁目～7丁目
		西1丁目～3丁目、西6丁目～7丁目	南10条 西1丁目～3丁目、西6丁目～7丁目
		西1丁目 (1番のみ)	南11条 西1丁目 (1番のみ)
		西7丁目 (1番のみ)	南11条 西7丁目 (1番のみ)
		西1丁目	南12条 西1丁目
		西1丁目	南13条 西1丁目
		西1丁目	南14条 西1丁目
		西1丁目	南15条 西1丁目

1

地域包括支援センター担当地区一覧 (北区第1)	お住まいの住所
お住まいの地区	お住まいの住所
<p>北6条 西1丁目～9丁目 北7条 西1丁目～10丁目 北8条 西1丁目～11丁目 北9条 西1丁目～11丁目 北10条 西1丁目～11丁目 北11条 西1丁目～11丁目 北12条 西1丁目～12丁目 北13条 西1丁目～12丁目 北14条 西1丁目～13丁目 北15条 西1丁目～13丁目 北16条 西1丁目～13丁目 北17条 西1丁目～13丁目 北18条 西2丁目～13丁目 北19条 西2丁目～13丁目 北20条 西2丁目～13丁目 北21条 西2丁目～13丁目 北22条 西2丁目～13丁目 北23条 西2丁目～14丁目 北24条 西2丁目～18丁目 北25条 西2丁目～9丁目、11丁目～16丁目 北26条 西2丁目～9丁目、12丁目～16丁目 北27条 西2丁目～16丁目 北28条 西2丁目～15丁目 北29条 西2丁目～15丁目 北30条 西2丁目～14丁目 北31条 西2丁目～14丁目 北32条 西2丁目～12丁目 北33条 西2丁目～8丁目</p>	<p>新琴似 1丁目～11丁目 新琴似 2条 1丁目～10丁目 新琴似 3条 1丁目～11丁目 新琴似 4条 1丁目～11丁目 新琴似 5条 12丁目 (1番のみ) 新琴似 6条 12丁目 (2番～5番を除く) 新琴似 7条 12丁目 (1番、1～22及び48～61のみ) 新琴似 8条 12丁目 (1番、1～11丁目) 新琴似 9条 12丁目 (7番、1～13、8番～9番、10番、11番、13番を除く) 新琴似 10条 12丁目 (11番、8～13を除く) 新琴似 11条 1丁目～11丁目 新琴似 12条 1丁目～13丁目</p>
<p>北 西 北 西 北 北 新琴似</p>	
<p>北区第1 地域包括 支援センター</p>	<p>選択肢 番号 4</p>

地域包括支援センター担当地区一覧 (中央区第3)	お住まいの住所
お住まいの地区	お住まいの住所
<p>伏見 1丁目 (1番34を除く) 伏見 2丁目～5丁目 南8条 西8丁目 (290番地及び1032番地を除く) 南8条 西9丁目 (1030番地～1032番地を除く) 南8条 西10丁目 (1034番地及び1035番地を除く) 南8条 西11丁目 (1番を除く) 南8条 西12丁目 (1番を除く) 南8条 西13丁目 (3番及び4番のみ) 南8条 西14丁目 (1番を除く) 南8条 西15丁目 (1番を除く) 南8条 西16丁目 (1番を除く) 南8条 西17丁目 (1番を除く) 南8条 西18丁目 (1番を除く) 南9条 西8丁目～18丁目 南10条 西8丁目～18丁目 南11条 西6丁目 (2番及び3番のみ) 南11条 西7丁目 (2番及び3番のみ) 南11条 西8丁目～18丁目 南11条 西20丁目 (3番及び4番のみ) 南11条 西21丁目 (2番及び3番のみ) 南11条 西22丁目 (1番を除く) 南11条 西23丁目 (2番のみ) 南12条 西6丁目～18丁目、20丁目～22丁目 南13条 西23丁目 (1番のみ) 南14条 西5丁目～18丁目、20丁目～23丁目 南15条 西5丁目～19丁目 南16条 西4丁目～19丁目 南17条 西4丁目、4丁目～19丁目 南18条 西4丁目～18丁目 南19条 西5丁目～17丁目 南20条 西5丁目～16丁目 南21条 西5丁目～16丁目 南22条 西5丁目～15丁目 南23条 西7丁目～15丁目 南24条 西7丁目～15丁目 南25条 西7丁目～14丁目 南26条 西7丁目～14丁目 南27条 西7丁目～14丁目 南28条 西7丁目～13丁目 南29条 西8丁目～12丁目 南30条 西9丁目～11丁目</p>	<p>曙 曙西 山鼻</p>
<p>中央区第3 地域包括 支援センター</p>	<p>選択肢 番号 3</p>

地域包括支援センター担当地区一覧 (北区第3)		
地域包括支援センター担当地区	お住まいの地区	お住まいの住所
北区第3 地域包括 支援センター 選択肢 番号 7	新川 新琴似西 屯田	北24条 西19丁目 北25条 西17丁目 (6番のみ) 北26条 西18丁目 北26条 西17丁目 新川 (番地) 新川 1条~8条 新川西 1条~5条 新琴似 1条 12丁目~13丁目 新琴似 2条 11丁目 (8番~11番のみ) 新琴似 3条 12丁目~13丁目 新琴似 4条 12丁目~13丁目 新琴似 5条 12丁目 (1番を除く) 新琴似 6条 13丁目~17丁目 新琴似 7条 12丁目 (2番~5番のみ) 新琴似 8条 12丁目~17丁目 新琴似 9条 12丁目 (1番1~22及び48~61を除く) 新琴似 10条 13丁目~17丁目 新琴似 11条 13丁目~17丁目 新琴似 12条 14丁目~17丁目 新琴似 13条 14丁目~17丁目 新琴似町 (番地) 屯田 1条~11条 屯田町 (番地)

地域包括支援センター担当地区一覧 (北区第2)		
地域包括支援センター担当地区	お住まいの地区	お住まいの住所
北区第2 地域包括 支援センター 選択肢 番号 5	麻生 太平百合が原 篠路荻戸	麻生町 1丁目~9丁目 北32条 西13丁目 北33条 西9丁目~12丁目 北34条 西2丁目~11丁目 北35条 西2丁目~10丁目 北36条 西2丁目~10丁目 北37条 西2丁目~9丁目 北38条 西2丁目~8丁目 北39条 西3丁目~7丁目 北40条 西4丁目~6丁目 篠路 1条~10条 篠路町上篠路 (番地) 篠路町篠路 (281番、288番、292番のみ) 篠路町太平 (番地) 太平 1条~12条 西荻戸 (番地) 西荻戸 1条~7条 東荻戸 (番地) 東荻戸 1条~4条 百合が原 1丁目~11丁目 百合が原公園
		北区第2 地域包括 支援センター 折北・あいの 里支所 選択肢 番号 6

地域包括支援センター担当地区一覧(東区第2)		地域包括支援センター担当地区一覧(東区第1)	
お住まいの地区	お住まいの住所	お住まいの地区	お住まいの住所
北13条	東16丁目(1番1~14及び21~28を除く)	雁来町(番地)	東10丁目~16丁目
北14条	東16丁目	北4条	東4丁目~17丁目
北15条	東18丁目	北5条	東1丁目~8丁目、12丁目~20丁目
北16条	東16丁目(2番のみ)	北6条	東1丁目~9丁目、11丁目~20丁目
北16条	東17丁目(3番のみ)	北7条	東1丁目~19丁目
北17条	東16丁目~20丁目	北8条	東1丁目~16丁目
北18条	東16丁目~21丁目	北9条	東1丁目~17丁目
北19条	東16丁目~22丁目	北10条	東1丁目~17丁目
北20条	東16丁目~22丁目	北11条	東1丁目~17丁目
北21条	東16丁目~23丁目	北12条	東1丁目~17丁目
北22条	東16丁目~23丁目	北13条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
北23条	東16丁目~23丁目	北13条	東16丁目(1番1~14及び21~28のみ)
北24条	東16丁目~22丁目	北14条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
北25条	東16丁目~22丁目	北15条	東1丁目~10丁目、12丁目~17丁目
北26条	東16丁目~22丁目	北16条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
北27条	東16丁目~20丁目	北16条	東16丁目(2番を除く)
北27条	東21丁目(3番1~18及び4番11~14を除く)	北17条	東17丁目(3番を除く)
北27条	東22丁目(1番1~9及び16~28、4番1・2・18~30、5番、6番1~4及び18~24のみ)	北18条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
北28条	東16丁目~19丁目	北18条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
北28条	東20丁目(1番のみ)	北19条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
北30条	東16丁目~19丁目	北20条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
北30条	東20丁目(1番1~8・22~26及び2番のみ)	北21条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
北31条	東17丁目(5番のみ)	北22条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
北31条	東18丁目~19丁目	北23条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
北32条	東18丁目	北24条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
北33条	東18丁目(1番を除く)	北25条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
北34条	東28丁目(7番~9番のみ)	北26条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
中沼	1条~6条	北27条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
中沼町(番地)		北28条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
中沼西	1条~5条	北28条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
東苗穂	1条~15条	北29条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
東苗穂町(番地)	(626番地及び1060番地~1098番地を除く)	北30条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
東雁来	1条~14条	北31条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
東雁来町(番地)		北32条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
伏古	1条~11条	北33条	東1丁目~10丁目、12丁目~15丁目
伏古	2丁目(1番1~12及び9番1~9を除く)	北33条	東17丁目(5番を除く)
伏古	3丁目~5丁目	北33条	東1丁目~2丁目、4丁目~10丁目、12丁目~17丁目
伏古	13条(13番~16番を除く)	北33条	東18丁目(1番のみ)
伏古	13条 4丁目~5丁目	苗穂町	1丁目~16丁目
伏古	14条 4丁目~5丁目	本町	1条 10丁目(4番のみ)
本町	1丁目~9丁目	本町	1条 11丁目(1番20~50を除く)
本町	1条 10丁目(4番を除く)		
本町	1条 11丁目(1番20~50のみ)		
本町	2条 1丁目~11丁目		

東区第2  
地域包括  
支援センター  
選択肢  
番号  
9

東区第1  
地域包括  
支援センター  
選択肢  
番号  
8

地域包括支援センター担当地区一覧（白石区第1）	
お住まいの地区	お住まいの住所
白石区第1 地域包括 支援センター 選択肢 番号 11	丘珠町 (番地) 北27条 東21丁目 (3番1～18及び4番11～14のみ) 北27条 東22丁目 (1番10～15、2番3～17及び6番5～17のみ) 北28条 東20丁目 (1番を除く) 北28条 東21丁目 (1番1～8・22～26及び2番を除く) 北30条 東30丁目 北33条 東1丁目～10丁目、12丁目～27丁目 北34条 東28丁目 (7番～9番を除く) 北35条 東1丁目～10丁目、12丁目～28丁目 北36条 東1丁目～10丁目、12丁目～29丁目 北37条 東1丁目～10丁目、12丁目～22丁目、25丁目～30丁目 北38条 東1丁目～10丁目、12丁目～21丁目 北39条 東1丁目～10丁目、12丁目～21丁目 北40条 東1丁目～10丁目、12丁目～20丁目 北41条 東1丁目～10丁目、12丁目～20丁目 北42条 東1丁目～10丁目、12丁目～19丁目 北43条 東1丁目～10丁目、12丁目～19丁目 北44条 東1丁目～10丁目、12丁目～15丁目 北45条 東1丁目～10丁目、12丁目～19丁目 北46条 東1丁目～10丁目、12丁目～19丁目 北47条 東1丁目～10丁目、13丁目～19丁目 北48条 東1丁目～10丁目、13丁目～19丁目 北49条 東2丁目～10丁目、13丁目～17丁目 北50条 東2丁目～10丁目、13丁目～15丁目 北51条 東2丁目～10丁目、14丁目～15丁目 北丘陵 1条～6条
	柴町 (番地) 東詰蔵町 (番地) (626番地及び1060番地～1098番地のみ) 伏古 12条 2丁目 (1番1～12及び9番1～9のみ) 伏古 13条 3丁目 (13番～16番のみ) 伏古 14条 3丁目 モエシ沼公園

地域包括支援センター担当地区一覧（白石区第1）	
お住まいの地区	お住まいの住所
白石区第1 地域包括 支援センター 選択肢 番号 11	川北 1条 1丁目～3丁目 川北 2条 1丁目～3丁目 川北 3条 1丁目～3丁目 川北 4条 2丁目 (3番のみ) 川北 4条 3丁目 川下 (番地) 川下 1条～5条 北郷 1条 11丁目～14丁目 北郷 2条 11丁目～14丁目 北郷 3条 11丁目～14丁目 北郷 4条 11丁目～14丁目 栄通 1丁目～5丁目 中央 1条～3条 南郷通 1丁目北～5丁目北 南郷通 1丁目南～5丁目南 平和通 1丁目北～8丁目北 平和通 9丁目北 (1番～11番、12番1～14・24・25のみ) 平和通 10丁目北 (5番8～18のみ) 平和通 1丁目南～8丁目南 平和通 9丁目南 (1番のみ) 本郷通 1丁目北～5丁目北 本郷通 6丁目北 (3番5～21のみ) 本郷通 7丁目北 (4番2～19及び7番10～16のみ) 本郷通 8丁目北 (2番2～24及び3番～5番のみ) 本郷通 1丁目南～5丁目南 本通 1丁目北～8丁目北 本通 9丁目北 (1番～3番及び4番5～15のみ) 本通 1丁目南～8丁目南 本通 9丁目南 (1番～6番のみ。ただし、5番12～23を除く)
	白 北東白石

地域包括支援センター担当地区一覧（厚別区第1・2）  
お住まいの住所

<p>厚別区第1 地域包括 支援センター 選択肢 番号 14</p>	<p>お住まいの地区</p>	<p>厚別北 1条～6条 厚別町小野幌 (番地) 厚別町下野幌 (番地) 厚別町山本 (番地) 厚別西 (番地) 厚別西 1条～5条 厚別東 1条～5条 下野幌テクノパーク 1丁目～2丁目 もみじ台北 1丁目～7丁目 もみじ台西 1丁目～7丁目 もみじ台東 1丁目～7丁目 もみじ台南 1丁目～7丁目</p>
<p>厚別区第2 地域包括 支援センター 選択肢 番号 15</p>	<p>お住まいの地区</p>	<p>青葉町 1丁目～16丁目 厚別中央 1条～5条 厚別町上野幌 (番地) 厚別南 1丁目～7丁目 大谷地西 1丁目～6丁目 大谷地東 1丁目～7丁目 上野幌 1条～3条</p>

地域包括支援センター担当地区一覧（白石区第2・3）  
お住まいの住所

<p>白石区第2 地域包括 支援センター 選択肢 番号 12</p>	<p>お住まいの地区</p>	<p>川 北 (番地) 川 北 4条 1丁目 川 北 4条 2丁目 (1番及び2番のみ) 川 北 5条 1丁目 菊 水 1条～9条 菊水上町 (番地) 菊水上町 1条～4条 菊水元町 (番地) 菊水元町 1条～10条 北 郷 (番地) 1丁目～10丁目 北 郷 2条 1丁目～10丁目 北 郷 3条 1丁目～10丁目 北 郷 4条 1丁目～10丁目 北 郷 5条～9条 東札幌 1条～6条 東米里 (番地) 米 里 (番地) 米 里 1条～5条</p>
<p>白石区第3 地域包括 支援センター 選択肢 番号 13</p>	<p>お住まいの地区</p>	<p>栄 通 6丁目～21丁目 南郷通 6丁目北～12丁目北、14丁目北～20丁目北 南郷通 6丁目南～21丁目南 平和通 9丁目北 (12番15～23及び13番～17番のみ) 平和通 10丁目北 (5番8～18を除く) 平和通 11丁目北～17丁目北 平和通 9丁目南 (1番を除く) 平和通 10丁目南～17丁目南 本郷通 6丁目北 (3番5～21を除く) 本郷通 7丁目北 (4番2～19及び7番10～16を除く) 本郷通 8丁目北 (2番2～24及び3番～5番を除く) 本郷通 9丁目北～13丁目北 本郷通 6丁目南～13丁目南 本 通 9丁目北 (1番～3番及び4番5～15を除く) 本 通 10丁目北～21丁目北 本 通 9丁目南 (5番12～23及び7～9番のみ) 本 通 10丁目南～21丁目南 流通センター 1丁目～7丁目</p>

地域包括支援センター担当地区一覧(豊平区第3)	
地域包括支援センター担当地区	お住まいの住所
<b>豊平区第3</b> 地域包括 支援センター <b>選択肢</b> <b>番号</b> <b>18</b>	月寒中央通 1丁目～11丁目
	月寒西 1条 2丁目～11丁目
	月寒西 2条 4丁目(2番及び3番のみ)
	月寒西 3条 5丁目～10丁目
	月寒西 3条～5条
	月寒東 1条 1丁目～11丁目
	月寒東 2条 1丁目～11丁目
	月寒東 3条 3丁目～10丁目
	月寒東 4条 6丁目～11丁目
	月寒東 5条 5丁目～13丁目
	月寒東 5条 14丁目(1番及び2番のみ)
	西岡 1条 7丁目(1番のみ)
	西岡 1条 8丁目(1番1～22のみ)
	平岸 1条 10丁目～23丁目
	平岸 2条 9丁目(1番1～27及び58～60を除く)
	平岸 2条 10丁目～18丁目
	平岸 3条 9丁目(1番及び2番を除く)
	平岸 3条 10丁目～18丁目
	平岸 4条 12丁目(12番16～30のみ)
	平岸 4条 13丁目(2番1～7・15・16、5番1～15・31～33)
平岸 4条 14丁目～18丁目	
平岸 5条 10丁目(7番1～40のみ)	
平岸 5条 11丁目(4番及び5番のみ)	
平岸 6条 12丁目～15丁目、18丁目～19丁目	
平岸 7条 10丁目～17丁目	
平岸 8条	
美園 12条 8丁目(4番を除く)	

地域包括支援センター担当地区一覧(豊平区第1・2)	
地域包括支援センター担当地区	お住まいの住所
<b>豊平区第1</b> 地域包括 支援センター <b>選択肢</b> <b>番号</b> <b>16</b>	旭町 1丁目～7丁目
	水車町 1丁目～8丁目
	月寒西 2条 4丁目(1番のみ)
	豊平 1条～9条
	中の島(番地) 1条、2条
	平岸 1条 1丁目～9丁目
	平岸 2条 1丁目～8丁目
	平岸 3条 1丁目(1番1～27及び58～60のみ)
	平岸 3条 9丁目～8丁目
	平岸 4条 1丁目(1番及び2番のみ)
	平岸 4条 1丁目～11丁目
	平岸 4条 12丁目(12番16～30を除く)
	平岸 4条 13丁目(2番1～7・15・16、5番1～15・31～33)
	平岸 5条 6丁目～9丁目
	平岸 5条 10丁目(7番1～40を除く)
	平岸 5条 11丁目(4番及び5番を除く)
	平岸 6条 9丁目
	美園 1条～9条
	美園 10条 4丁目～8丁目
	美園 11条 4丁目～8丁目
	美園 12条 6丁目～7丁目
	美園 12条 8丁目(4番のみ)
	月寒東 1条 12丁目～20丁目
	月寒東 2条 12丁目～20丁目
	月寒東 3条 11丁目、15丁目～19丁目
	月寒東 4条 15丁目～19丁目
月寒東 5条 14丁目(1番及び2番を除く)	
月寒東 5条 15丁目～19丁目	
西岡(番地) 2丁目～6丁目	
西岡 1条 1条(1番を除く)	
西岡 1条 8丁目(1番1～22を除く)	
西岡 1条 9丁目～11丁目	
西岡 2条～5条	
羊ヶ丘(番地) 1条～3条	
福住	

地域包括支援センター担当地区一覧(南区第1)  
お住まいの住所

<p>南区第1 地域包括 支援センター</p> <p><b>選択肢 番号 21</b></p>	<p>お住まいの地区</p> <p>石 山 (番地)                  527番地8、528番地1・3・4、529～530番地、                  531番地1～9・11、532番地2～3、570番地2～                  3、574番地1・3・4、572～573番地、1302番                  地、1319～1320番地、1325番地を除く</p> <p>石 山 1 条 1 丁目 (12番6を除く)                  石 山 1 条 2 丁目～9丁目                  石 山 2 条～4 条</p> <p>石山東 1 丁目～7丁目                  芸術の森 1 丁目～3丁目                  澄川 (番地)                  澄川 1 条～6 条                  滝野 (番地)                  常盤 (番地)                  常盤 1 条～6 条</p> <p>藤野 2 条 1 丁目 (8番のみ)                  真駒内 (番地) (17番地を除く)                  真駒内東町 3 丁目</p>
---	--

地域包括支援センター担当地区一覧(清田区第1・2)  
お住まいの住所

<p>清田区第1 地域包括 支援センター</p> <p><b>選択肢 番号 19</b></p>	<p>お住まいの地区</p> <p>北野 1 条～7 条                  清田 1 条 1 丁目 (1番23～28のみ)                  清田 1 条 3 丁目 (1番、2番及び7番を除く)                  里塚 3 条 1 丁目 (20番及び21番のみ)                  平岡 1 条 2 丁目 (1番～10番及び11番3・11を除く)                  平岡 3 丁目 (7番のみ)                  平岡 4 丁目～5丁目                  平岡 6 丁目 (1番及び2番のみ)                  平岡 3 条 1 丁目～5丁目                  平岡 6 丁目 (1番～3番を除く)                  平岡 4 条 1 丁目～3丁目、6丁目                  平岡 4 条 7 丁目 (1番～5番及び6番1・2・4～20のみ)                  平岡 5 条～10 条                  平岡公園</p>
<p>清田区第2 地域包括 支援センター</p> <p><b>選択肢 番号 20</b></p>	<p>お住まいの地区</p> <p>有明 (番地)                  美しが丘 1 条～5 条</p> <p>清田 (番地)                  1 条 1 丁目 (1番23～28を除く)                  清田 1 条 2 丁目                  清田 1 条 3 丁目 (1番、2番及び7番のみ)                  清田 1 条 4 丁目                  清田 2 条～10 条</p> <p>清田 (番地)                  里塚 1 条～2 条                  里塚 3 条 1 丁目 (20番～21番を除く)                  里塚 2 条 2 丁目～7丁目                  里塚 4 条</p> <p>清田                  里塚・美しが丘                  清田中央</p> <p>里塚緑ヶ丘 1 丁目～12丁目                  真栄 (番地)                  真栄 1 条～6 条</p> <p>平岡 1 条 1 丁目 (1番～10番及び11番3・11のみ)                  平岡 1 条 2 丁目 (1番～6番のみ)                  平岡 1 条 3 丁目 (3番～6番のみ)                  平岡 2 条 6 丁目 (3番～6番のみ)                  平岡 3 条 6 丁目 (1番～3番のみ)                  平岡 4 条 7 丁目 (6番3・21～28、7番のみ)</p> <p>平岡公園東 1 丁目～11丁目</p>

地域包括支援センター担当地区一覧 (南区第3) お住まいの住所

<p>南区第3 地域包括 支援センター 選択肢 番号 23</p>	<p>お住まいの地区</p>	<p>真駒内 (番地) (17番地のみ) 真駒内曙町 1丁目～4丁目 真駒内泉町 1丁目～4丁目 真駒内柏丘 1丁目～12丁目 真駒内上町 1丁目～5丁目 真駒内公園 真駒内幸町 1丁目～3丁目 真駒内真町 1丁目～2丁目 真駒内本町 1丁目～7丁目 真駒内緑町 1丁目～4丁目 真駒内南町 1丁目～7丁目 南30条 西8丁目 南31条 西8丁目～11丁目 南32条 西8丁目～11丁目 南33条 西8丁目～11丁目 南34条 西8丁目～11丁目 南35条 西9丁目～11丁目 南36条 西10丁目～11丁目 南37条 西10丁目～11丁目 南38条 西10丁目～11丁目 南39条 西10丁目～11丁目 藻岩下 (番地) 藻岩下 1丁目～5丁目</p>
---	----------------	---

地域包括支援センター担当地区一覧 (南区第2) お住まいの住所

<p>南区第2 地域包括 支援センター 選択肢 番号 22</p>	<p>お住まいの地区</p>	<p>石 山 (番地) (527番地8、528番地1・3・4、529～530番地、534番地1～9・11、532番地2～3、570番地2～3、574番地1・3・4、572～573番地、1302番地、1319～1320番地、1325番地のみ) 石 山 1条 1丁目 (12番6のみ) 硬石山 (番地) 川 沿 1条～18条 川沿町 (番地) 北ノ沢 (番地) 北ノ沢 1丁目～9丁目 小金湯 (番地) 白 川 (番地) 定山溪 (番地) 定山溪温泉西 1丁目～4丁目 定山溪温泉東 1丁目～4丁目 硬石山 (番地) 砥 山 (番地) 豊 滝 (番地) 豊 滝 1丁目～2丁目 中ノ沢 (番地) 中ノ沢 1丁目～7丁目 藤 野 (番地) 藤 野 1条 藤 野 2条 1丁目 (8番を除く) 藤 野 2条 2丁目～13丁目 藤 野 3条～6条 藤 舞 (番地) 藤 舞 1条～6条 南 沢 (番地) 南 沢 1条～6条 藻岩山 (番地)</p>
---	----------------	---

地域包括支援センター担当地区一覧(西区第1・2・3)  
お住まいの住所

お住まいの地区	地域包括支援センター担当地区一覧(西区第1・2・3) お住まいの住所
<p>西区第1 地域包括 支援センター 選択肢 番号 24</p>	<p>八軒 八軒中央 八軒 山の手(番地) 山の手 山の手 山の手</p> <p>琴似 1条~4条 二十四軒 1条~4条 八軒 1条~10条 山の手(番地) 山の手 1条~7条</p>
<p>西区第2 地域包括 支援センター 選択肢 番号 25</p>	<p>小別沢(番地) 西野(番地) 西野 1条~14条 西町北 1丁目~20丁目 西町南 1丁目~21丁目 発寒 6条 14丁目 発寒 7条 14丁目 発寒 8条 13丁目(14番のみ) 発寒 8条 14丁目(5番~7番のみ) 発寒 9条 13丁目 発寒 9条 14丁目 福井(番地) 福井 1丁目~10丁目 平和(番地) 平和 1条~3条 宮の沢(番地) 宮の沢 1条~4条</p>
<p>西区第3 地域包括 支援センター 選択肢 番号 26</p>	<p>発寒 1条~5条 発寒 6条 3丁目~5丁目、7丁目~13丁目 発寒 7条 4丁目~5丁目、7丁目~13丁目 発寒 8条 5丁目、7丁目、9丁目~12丁目 発寒 8条 13丁目(14番を除く) 発寒 9条 9丁目~12丁目 発寒 9条 13丁目(5番~7番を除く) 発寒 10条~17条</p>

地域包括支援センター担当地区一覧(手稲区第1)  
お住まいの住所

お住まいの地区	地域包括支援センター担当地区一覧(手稲区第1) お住まいの住所
<p>手稲区第1 地域包括 支援センター 選択肢 番号 27</p>	<p>新発寒 1条~7条 手稲富丘(番地) 手稲前田(番地) 富丘 1条~6条 西宮の沢(番地) 西宮の沢 1条~6条 前田 1丁目~11丁目 前田 1丁目~4丁目、7丁目~11丁目 前田 3丁目、4丁目、7丁目~10丁目 前田 4丁目~12丁目 前田 4条 13丁目(1番3、5番25~30、8番1~4・12~18、9番1~4・13~20、10番、11番5~14、12番14のみ) 前田 4丁目~12丁目 前田 13丁目(2番4~10及び3番10~22を除く) 前田 5条 5丁目~13丁目 前田 6条 14丁目(1番、9番1・44~63及び10番~14番のみ) 前田 7条 6丁目~15丁目 前田 8条 8丁目~16丁目 前田 9条 9丁目~16丁目 前田 10条 10丁目 前田 11条 10丁目 前田 12条 10丁目 前田 13条</p>

地域包括支援センター担当地区一覧（手稲区第2） お住まいの住所	
手稲区第2 地域包括 支援センター 選択肢 番号 28	お住まいの地区
	<p>曙 1条～12条</p> <p>明日風 1丁目～6丁目</p> <p>稲穂 1条～5条</p> <p>金山 1条～3条</p> <p>手稲稲穂（番地）</p> <p>手稲金山（番地）</p> <p>手稲星置（番地）</p> <p>手稲本町（番地）</p> <p>手稲本町 1条～6条</p> <p>手稲山口（番地）</p> <p>星置 1条～3条</p> <p>星置南 1丁目～4丁目</p> <p>前田 1条 12丁目</p> <p>前田 2条 12丁目～13丁目</p> <p>前田 4条 13丁目〔4番、5番1～24・31～43、6番～7番、8番5～11、9番5～12、11番1～4のみ〕</p> <p>前田 4条 14丁目～15丁目</p> <p>前田 5条 13丁目（2番4～10及び3番10～22のみ）</p> <p>前田 5条 14丁目～15丁目</p> <p>前田 6条 14丁目（2～8番及び9番2～43のみ）</p> <p>前田 6条 15丁目～16丁目</p> <p>前田 7条 17丁目～18丁目</p> <p>前田 8条 17丁目～19丁目</p> <p>前田 9条 17丁目～19丁目</p> <p>前田 10条 17丁目～20丁目</p>

高齢社会に関する意識調査  
報告書

市政等資料番号

01-F03-26-957

令和8年（2026年）3月発行

発行：札幌市

編集：札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL (011) 211 - 2547 FAX (011) 218 - 5117

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k500plan/k500index.html>

